



ゆり

花みずき  
m

BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士  
経営コンサルタント

税理士法人

安 蒜 会 計

〒271-0046

松戸市西馬橋蔵元町93

Phone : 047 (341) 8811

Fax : 047 (341) 8080

7月

(文月) JULY

20日・海の日

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |

### ワンポイント「環境性能割」の廃止

自動車税・軽自動車税の「環境性能割」は、自動車の取得時に燃費性能などに応じて課税される仕組みでしたが、米国の関税措置が国内の自動車産業に及ぼす影響を緩和することや、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減・簡素化する観点から、今年3月末をもって廃止されました。

### 7月の税務と労務

- 国 税／6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税／納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付 7月10日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税／所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税／5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税／8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- 地方税／固定資産税（都市計画税）第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務／労働保険料（概算・確定）申告書の提出、納付（全期・第1期分） 7月10日
- 労 務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務／労働者死傷病報告（4月～6月分） 7月31日

# ～令和8年度税制改正～ インボイス制度が 見直されました！

令和5年10月に導入された消費税のインボイス制度では、新たに課税事業者になることを選択した免税事業者のために、各種の経過措置が設けられていました。導入から3年目の本年は、その経過措置の一部が適用期限を迎えます。本号では、経過措置見直し後のインボイス制度について、詳細をみていきます。

## 改正前のインボイス制度

インボイス制度の開始に当たって設けられていた経過措置は「下表」のとおりです。

このうち、免税事業者が消費税の課税事業者として登録するかどうか、あるいは登録を継続するかどうかの判断に特に影響するのが「仕入税額控除に係る措置」の①③です。

①の「8割控除」は、インボイス発行事業者以外の事業者から課税仕入れを行った場合に、一定の事項が記載された請求書等と帳簿の保存があれば、その課税仕入れに係る消費税額の80%相当額を仕入税額とみなすというものです。そして、令和8年10月1日から11年9月30日まで、その割合は50%となり、これが②の「5割控除」です。

①と②は買い手の負担軽減措置ですが、③の「2割特例」は、免税事業者である売り手がインボイス発行事業者になった場合に、売上に係る消費税額の2割相当額を納税額とすることができるとの特例です。

表 インボイス制度の開始に当たって設けられた主な経過措置・特例

| 区分          | 概要                                                                                              | 適用期間                     |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 登録に係る措置     | インボイス発行事業者の登録申請書を提出することにより、課税事業者選択届出書の提出を省略できる                                                  | 令和11年9月30日までの日の属する課税期間まで |
| 仕入税額控除に係る措置 | ① 8割控除<br>インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、8割相当額を控除できる                                                | 令和8年9月30日まで              |
|             | ② 5割控除<br>インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、5割相当額を控除できる                                                | 令和11年9月30日まで             |
|             | ③ 2割特例<br>免税事業者が課税事業者として登録した場合に、売上税額の2割相当額を納税額にできる                                              | 令和8年9月30日までの日の属する課税期間まで  |
|             | ④ 少額特例<br>基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスがなくても仕入税額控除を適用できる | 令和11年9月30日まで             |

## 令和8年度税制改正後

引下げペースと引下げ幅が見直され、令和13年9月30日まで延長

令和9年・10年分課税期間の確定申告において「3割特例」を適用できる（個人事業者に限る）

## 改正後のインボイス制度

### 1 2割特例の見直し

2割特例は延長されず、個人事業者は令和8年分課税期間、法人は令和8年9月30日が属する課税期間の確定申告をもって終了することになりました。

そして、2割特例の終了に伴い、本特例を適用していた個人事業者は、消費税の納税額を売上に係る消費税額の3割とすることができ、経過措置（「3割特例」を、更に2年に限り適用できることになりました。

3割特例は令和9年・10年分課税期間の確定申告において適用可能で、2割特例と同様に事前の届出は不要です。

### ◆令和9年以降の対応

3割特例が新設されたことで、2割特例を適用していた個人事業者は、令和9年分課税期間以降は、

### ① 「3割特例」

基準期間（令和7年分課税期間）の課税売上高が5千万円以下の場合には「簡易課税」

③ 「本則課税」のいずれかを選択することになります。

ここで3割特例を選択する場合、3割特例期間終了時である令和10年に、基準期間（令和9年分）の課税売上高に応じて、令和11年分以降については簡易課税または本則課税を選択することになります。

そして、簡易課税を選択する場合、本来は「消費税簡易課税制度選択届出書」（以下「簡易課税届出書」）を令和10年12月31日までに税務署に提出する必要があるですが、3割特例適用者は、令和10年分課税期間の確定申告期限までに簡易課税届出書を提出すれば、令和11年分以降、簡易課税の適用が可能となる措置が設けられています。

なお、2割特例終了時に簡易課税を選択する場合も、同様の措置が設けられています。2割特例適用者は、令和8年分課税期間の確定申告期限までに簡易課税届出書を提出すれば、令和9年分以降、簡易課税の適用が認められます。

### 2 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の見直し

これまでの「8割控除」と「5割控除」については、激変緩和を図る観点から、最終的な適用期限を2年延長した上で、引下げペースと引下げ幅が次のように見直されました。【下図参照】

- ・令和8年10月「7割控除」
- ・令和10年10月「5割控除」
- ・令和12年10月「3割控除」

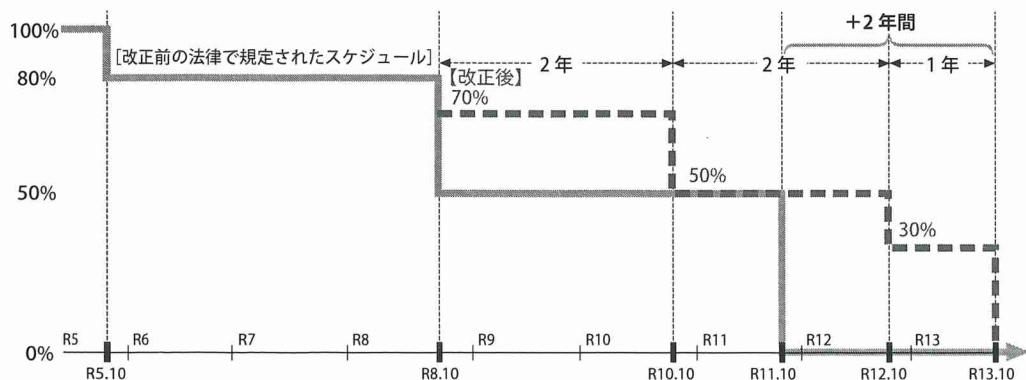
3割控除の適用期限は、令和13年9月末までとなります。

### まとめ

2割特例終了に伴い、消費税の負担額の増加が見込まれます。

これを前提にした資金繰りを考慮するとともに、3割特例・簡易課税・本則課税ごとに消費税負担額を試算し、適切に届出を行う必要があります。

【参考資料】  
国税庁 令和8年度特集  
「インボイスの見直し」



## 3日坊主を防ぐには

今年も半年が過ぎましたが、年始に立てた決意はどこへやら…3日坊主でやめてしまった方も多いのではないのでしょうか。

3日坊主は意志の弱さや根性がないわけではありません。脳は変化を嫌う性質を持っています。脳はエネルギーの消費を抑えようとする傾向があり、新しい習慣を無意識にやめようとしします。繰り返す同じ行動をとることで当たり前のことと感じる「馴化(じゅんか)」という現象が起きれば習慣になります。つまり、3日坊主を防ぐには「習慣化」がポイントです。

習慣化に有効とされるのは、

- ① **小さな一歩から**：2時間勉強するのではなく5分間だけ勉強するなど、現実離れしていない実現化の可能な目標にする
- ② **見える化する**：スマホアプリなどを活用し運動量、心拍数など客観的に数値を計測することで成功体験を積み重ねる

- ③ **仲間を作る**：SNSなどで同じ目標を持つ仲間を見つけて成果を報告、褒めあう
- ④ **つなげる**：すでに習慣化している行動に紐づける。お風呂の後5分間ストレッチをする、スマホを開いたらまず英単語アプリを開くなど、自然にできている行動に新しい行動を組み込む事が重要
- ⑤ **継続する環境を整える**：トレーニングウェアをすぐ着られる場所に置く、教材を目につく場所に置くなど行動を促す環境を作る。逆に、ダイエットならお菓子の棚に手が伸びないように戸棚に入れるなど、行動を妨げ、誘惑を断ち切る環境を工夫する

心理学者フィリッパ・ラリーらによる研究では、習慣化できるまでの平均日数は約66日といわれています。また、1日途切れても習慣化に影響はないことがわかっています。脳は変化より現状維持を好み、繰り返す同じ行動をとることで面倒を当たり前と感じる現象が起きれば、習慣になるといいます。まずは66日間続けてみましょう！

## 大腸がん

厚生労働省の「人口動態統計」(2024年)によれば、同年の大腸がんによる死亡者数は5万4,416人で、近年患者数が急増しています。元来、大腸がんは欧米人に多い疾患でした。ところが、ここ40年の間に日本では2～3倍に急増したのです。増加の背景は食生活の欧米化です。

がんの発症は、免疫力を高める生活習慣で防げることがわかってきました。毎日、腸の中に何を入れるか、つまり食事が重要なのです。食事に占める超加工食品の割合が増加したことで腸内環境が悪化し、腸内で炎症が起こります。細胞ががん化して固形がんになるには10年以上の時間があり、自分の免疫細胞ががん細胞を死滅させる時間がたっぷりあります。サプリメントが溢れていますが、がんになる確率を下げてくれるのは食材だけのようです。ウコン、ニンニク、クルミ、ブロッコリーは、がんになるリスクを下げる研究結果が発表されています。

### 寿司予報

日本近海の水水温は過去10年で約1・33度上昇しました。2100年頃にはさらに3度以上も上昇する予測もあります。魚は水温が1度でも上昇すると、生態に大きな影響が出るとされています。京都大学発のスタートアップ「リージョナルフィッシュ株式会社」は、この海水温の上昇が魚に与える影響を「寿司予報」としてWEB上で公開

しています。人気の寿司ネタが将来も入手できるか天気予報方式で表示しており、ネギトロは晴れ(安定)、サーモンは曇り(先行き不透明)、イカは雨(入手困難)予報です。一方、これまで南の島でしか獲れなかった熱帯性の魚が、寿司ネタの主流になるかもしれません。おいしい寿司ネタを残すため、同社では高温耐性品種の改良などユニークな取り組みを行っています。